

東三河広域連合と愛知大学との連携・協力に関する協定書

平成27年10月 6日

甲 愛知県豊橋市八町通二丁目16番地
東三河広域連合

東三河広域連合長

佐原 光一



乙 愛知県豊橋市町畑町字町畑1番地の1
愛知大学

愛知大学長

佐原 元彦



東三河広域連合（以下「甲」という。）と愛知大学（以下「乙」という。）は、相互の立場を尊重し、対等・平等の理念のもとに交流と連携の強化に努め、多様な分野で協力していくための協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携・協力のもと、まちづくり、産業振興、山村振興、生涯学習など多様な分野で相互に連携・協力し、地域社会の広域的発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 地域のまちづくりの推進
- (2) 地域産業の振興
- (3) 中山間地域の振興
- (4) 生涯学習、文化、福祉の向上、スポーツ、健康づくりの振興
- (5) 人材の育成
- (6) 持続可能な社会、多文化共生社会の構築
- (7) その他必要と認める事項

（連絡調整窓口）

第3条 前条の連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、甲と乙の双方に窓口を設置し、連携・協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、自動的に更新され、以後同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の運用に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定書は2通作成し、甲と乙がそれぞれ1通を保有する。